

# 名古屋経済大学大学院及び名古屋経済大学における公的研究費の不正防止計画

名古屋経済大学大学院及び名古屋経済大学では、「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正（文部科学省令和3年2月1日）に基づき、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、以下のとおり不正防止計画を策定します。

## 1. 責任体系の明確化

項目	具体的な施策
○責任と権限	学長は、最高管理責任者として公的研究費の運営・管理について最終責任を負います。 副学長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について統括する責任を負います。 研究科長・学部長は、コンプライアンス推進責任者として所属する教員の公的研究費の運営・管理について責任を負います。 事務局長は、統括管理副責任者として、統括管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全学の事務を統括する実質的な責任を負います。 事務局長の指揮の下、購買部門、経理部門及び検収部門が密接に連携し、公的研究費の予算管理及び適正な執行を厳格に確保し、さらに統括管理責任者を室長とする不正防止対策室が公的研究費の適正な運営・管理が総合的かつ有機的に実施されるように、監事及び会計監査人と密接な連携を図ることにより、モニタリング体制を構築しています。

## 2. 適正な管理運営の基盤となる環境の整備

項目	具体的な施策
○ルール明確化・統一化	「科学研究費使用のハンドブック」を作成し、ホームページにて公表することにより周知しています。
○職務権限の明確化	「競争的資金等の不正防止に関する規則」、「購買業務に関する規程」、「物品等の検収体制に関する実施要領」及び「物品等の検収体制に関する要項」に基づき、購買部門、経理部門及び検収部門の権限を明確に区分しています。
○意識の向上	研究支援室（室長：統括管理責任者）を中心として、コンプライアンス研修の計画を策定し実施しています。 「教員の科学者としての行動規範」を作成・公表し意識付けを行います。 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、「競争的資金の使用に関する誓約書」の提出を求めます。
○告発等の取扱い	公的研究費の運営・管理に係る研究活動における不正行為の申立て（告発）は、「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき行います。研究活動における不正行為の疑義が生じた場合は、研究者倫理委員会において具体的な対応を進めます。

## 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	具体的な施策
○不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	「競争的資金等による研究費に関する内部監査規程」に基づく内部監査の過程において不正発生要因を把握しています。その結果に基づき、研究支援室を中心として、不正を発生させるとされる要因について対策を検討します。また、不正防止計画は毎年度点検・評価し、計画の見直しを適宜行いブラッシュアップを図ります。
○不正防止計画の実施	研究支援室が機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認しています。

## 4. 研究費の適正な管理・運営活動

項目	不正の発生要因	具体的な施策
○研究費の執行全体	研究費を期限までに使い切らないといけないという思考の固着	繰越制度や調整金制度の活用を研究者に周知しています。 特に年度末にかけての駆け込み購入に注意を払うとともに、場合によっては研究費の返還を行うよう周知徹底しています。
○物品の発注	消耗品や特殊機材の研究者による発注行為	恒常的な取引を行う業者から不正に関与しない旨誓約書を取り交わしています。 原則として、物品の購入は購買部門が行います。 検収部門はすべての物品について検収し、備品については備品シールを貼付し管理しています。

○謝金	勤務実態の厳正な把握が困難	研究者立ち合いの元、被雇用者に対し勤務にあたっての注意事項を説明し、雇用契約を締結します。 勤務記録は経理部門が管理しています。必要に応じ、勤務場所を訪問しヒアリングを行い、勤務実態の把握に努めます。
○旅費	日程変更の未報告	事前の出張許可申請を必須としています。 出張後は詳細な出張報告書の提出を求めるとともに、証憑書類の添付を必須としています。

#### 5. 情報発信・共有化の推進

項目	具体的な施策
○情報伝達を確保する体制	公的研究費の執行に関するルールの相談は、研究支援室（教務部門及び経理部門）が受け付けて対応しています。

#### 6. モニタリングの在り方

項目	具体的な施策
○内部監査体制	「競争的資金等による研究費に関する内部監査規程」に基づき、研究支援室を中心として、法人財務部門、監事の連携により、公的研究費に関する効果的な内部監査を実施します。 内部監査においては、公的研究費を獲得しているすべての研究者を監査対象とし、ヒアリング対象者を無作為で抽出する監査に加え、不正が発生するリスクを考慮したリスクアプローチ監査を実施します。